

マンホールカードを 配布します

下水道についての理解を深めていただくきっかけとして、マンホールのふたが描かれたカードを配布しています。カードは1種類で、実際に市内に設置されているマンホールが描かれています。

【配布時間・配布場所】

- ・平日(8時30分～17時15分)
- ・丹波篠山市役所 本庁舎2階 上下水道部 経営企画課

休日配布が始まりました!

- 【配布時間・配布場所】
- ・土日祝日(9時～16時30分)
- ・丹波篠山市立歴史美術館

※臨時休館などの場合もありますので、事前にご確認ください。



油は正しく処理してください

油を下水道に流すと、下水道管やマンホールで固まり、つまりや悪臭が発生する原因になります。また、下水を処理してくれる微生物にとっても有害です。必ず正しい処理をしていただきますようお願いいたします。



油で汚水が詰まります!

油は新聞紙などに吸収させるか、凝固剤などで固めて可燃ごみで処分してください。
※凝固剤を使う場合は、熱した状態の油に凝固剤を入れてください。冷えている油だと、凝固剤がうまく溶けず、固まらない可能性があります。



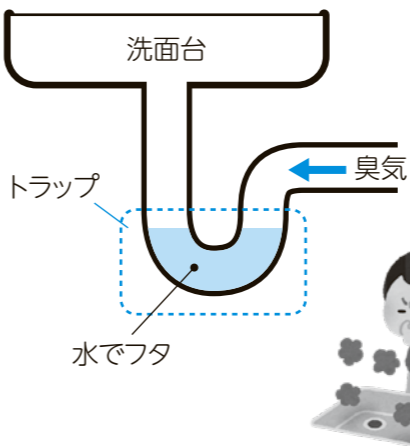
凝固剤で固めて可燃ごみへ!

封水の点検をお願いします

封水とは排水管と衛生器具との間のトラップ部分にためられている水のことです。

トラップに水をためることで、排水管からの臭いや虫の侵入を防ぐことができます。
冬場は乾燥してトラップの水が蒸発し、下水道の臭いが上がってきます。ご家庭で下水の臭いを感じたときは、トラップに水をつぎ足して、ふたになるようにしましょう。

それでも改善が見られない場合は別の原因も考えられるので、丹波篠山市下水道排水設備指定工事店にご相談ください。



下水道への接続をお願いします

まちの環境を守るため、単独処理浄化槽やくみ取り式でし尿のみを処理されているご家庭は、全ての生活排水が処理できる下水道に接続をお願いします。

下水道に接続できない地域にお住まいの方は、合併処理浄化槽を設置いただくこととなります。設置にかかる補助制度があるため、下水道課までお問い合わせください。

下水道への接続工事や排水設備の新設・増設などを行われる場合は、丹波篠山市下水道排水設備指定工事店へご相談ください。

合併処理浄化槽の設置にかかる補助制度について



市ホームページ



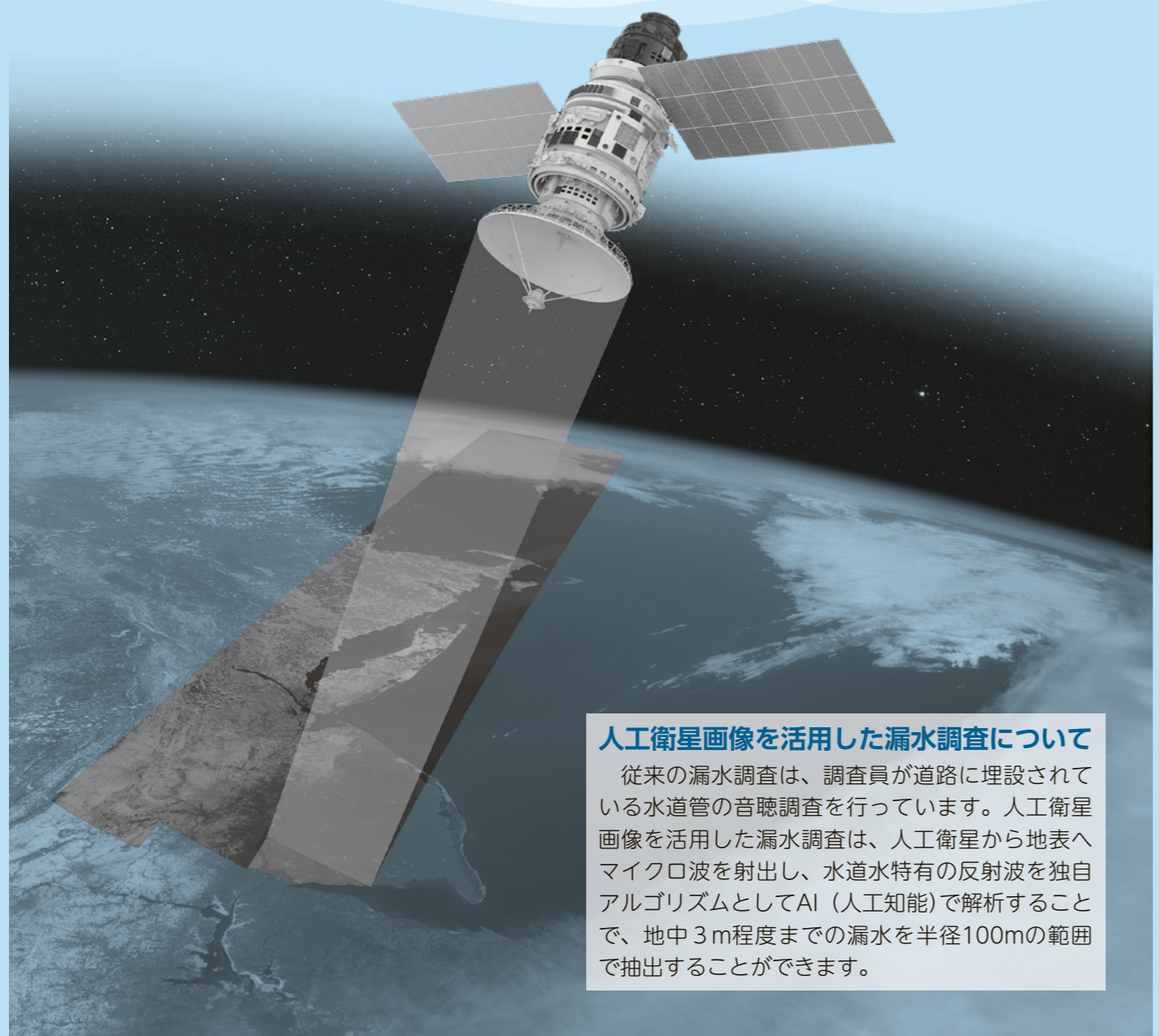
丹波篠山市下水道排水設備指定工事店について



市ホームページ



たんばささやまの水道と下水道



人工衛星画像を活用した漏水調査について

従来の漏水調査は、調査員が道路に埋設されている水道管の音聴調査を行っています。人工衛星画像を活用した漏水調査は、人工衛星から地表へマイクロ波を射出し、水道水特有の反射波を独自アルゴリズムとしてAI(人工知能)で解析することで、地中3m程度までの漏水を半径100mの範囲で抽出することができます。

丹波篠山市は水道管漏水調査の新たな手法として「人工衛星画像を活用したデジタル技術による漏水調査」を実施しています。
漏水調査効率の向上や、漏水箇所の早期発見を図るために実施するもので、兵庫県が県下各市町から参加者を募り、丹波篠山市を含めた25事業体が参加しています。



たんばささやまの水道と下水道

令和7年
1月21日発行

【発行・編集】丹波篠山市上下水道部
〒669-1239 兵庫県丹波篠山市北新町41番地

FAX TEL

079・552・5094
079・552・5097

広報紙から抜き取ってお使いください

水道管の凍結・漏水 にご注意ください

水道管の凍結による破裂や漏水が発生しています。
修理や漏水分の料金はお客様負担になりますので、対策をお願いします。

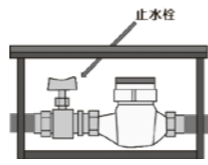
対策1 水道管を冬仕様に!

屋外など凍結しやすい場所にある蛇口や水道管に保温材やタオルを巻きましょう。



対策2 長期不在時は止水を!

長期間水道を使用しないときは、メーターボックス内の止水栓を閉めてから、蛇口を開けて水抜きをしましょう。水抜きが終われば必ず蛇口を閉めてください。特に空き家や神社、公民館などの無人施設は、漏水に気付かず被害が大きくなる恐れがありますのでご注意ください。



漏水の確認方法

最初に水道の蛇口を全て閉めてから、水道メーターを確認してください。パイロット(星型のキラキラしたもの)が少しでも回転していると、水道メーターより宅内側で漏水しています。



パイロット

漏水してしまったら

メーターボックス内の止水栓を閉めて水を止め、丹波篠山市指定給水工事事業者へご連絡ください。市指定給水工事事業者は市ホームページに掲載しています。

市指定給水工事事業者は
こちらからご確認ください



問い合わせ 上水道課 ☎552-5093

各種手続きのご案内

〈上下水道の使用を開始するとき、中止するとき〉

必ず使用開始・中止の申し込みを行ってください!

水道の使用開始・中止をするときは、使用場所ごとに申し込みが必要です。土、日、祝日、年末年始などの閉庁日は水道使用の開始・中止に係る申し込みや作業などができませんので、お早めに申し込みをお願いします。

申し込みを忘れると…

- 使用したい時に水道水が出ない
- 使用していなくても基本料金がかかり続ける



申し込み方法

窓口(市役所水道料金コーナー・各支所)での受け付け、インターネット、FAX
※電話での申し込みはできません。
※FAXで申し込まれた方は、水道料金コーナーに電話でお知らせください。

〈所有・使用名義人が変わるとき〉

世帯主の変更などで水道の所有者や使用者の名義が変更となる場合は届け出が必要です。

届け出を忘れると、問い合わせに時間がかかったり、お知らせが届かなかったりするのでご注意ください。

〈使用人数が変わるとき〉

下水道に接続されており、井戸などの自己水を使用されている世帯の場合、使用者の人数が下水道使用料を算出する根拠となるため、使用人数に変更が生じた場合は届け出をお願いします。

問い合わせ 水道料金コーナー ☎552-1701

各種お手続き
について



令和5年度
決算をお知らせします

水道事業

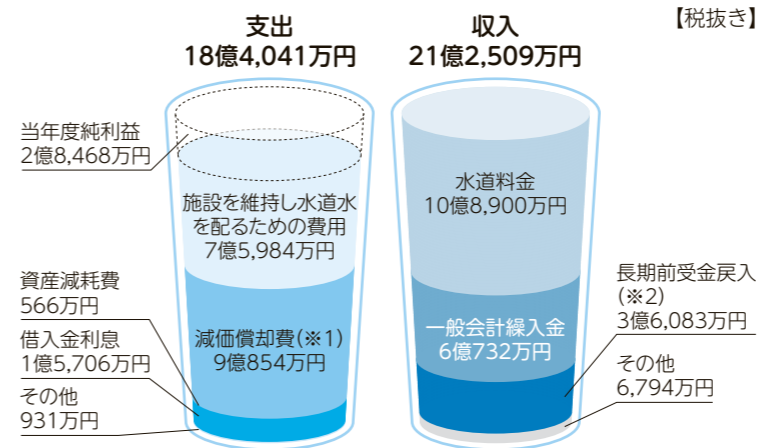
安心・安全な水道水を安定して供給するため、西新町浄水場などの経年劣化した設備や、小坂・西木之部・県守地内の老朽化した配水管約2,095mなどの更新工事を行いました。

また、次年度に向け、管路延長1,250m分の設計委託も行いました。

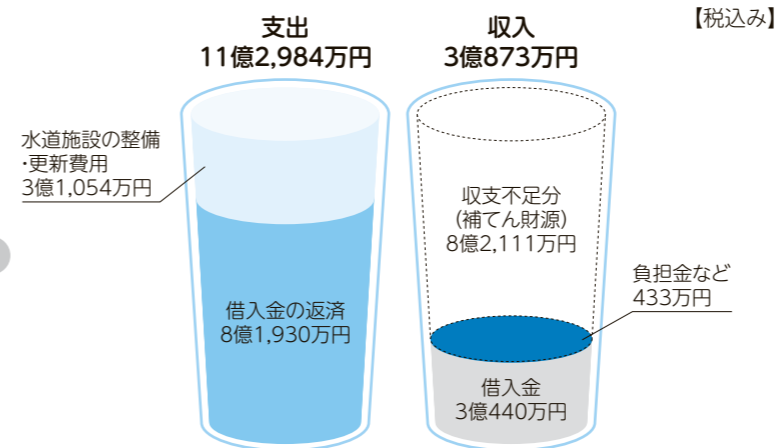
今後も人口の減少が見込まれ、水道水の需要にも影響を及ぼすことが予想されますが、現行の料金体系と事業サービスを維持するため、引き続き健全かつ効率的な経営に努めていきます。

令和5年度水道事業の決算は左記のとおりです。

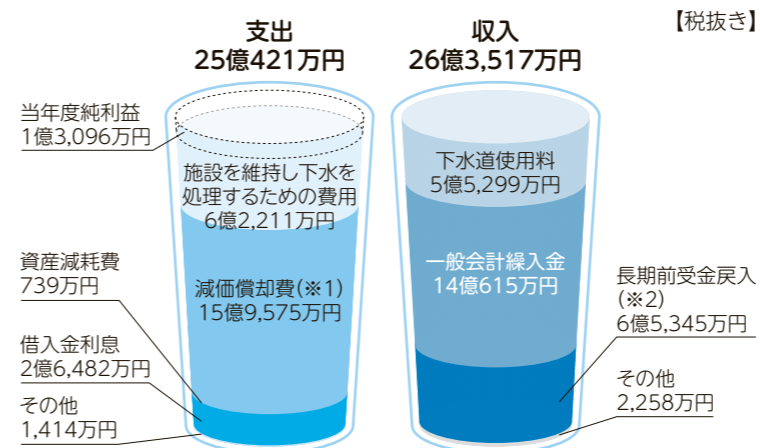
収益的収支
(水道施設の維持管理を行う収支)



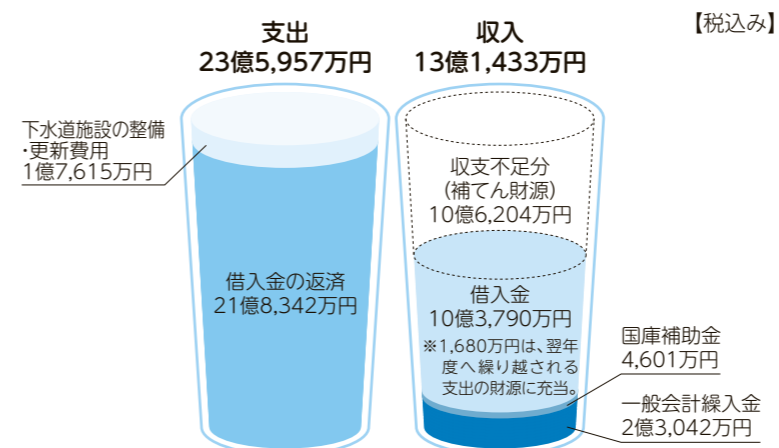
資本的収支
(水道施設の整備や更新のための収支)



収益的収支
(下水道施設の維持管理を行う収支)



資本的収支
(下水道施設の整備や更新のための収支)



※1 減価償却費…建設した施設が古くなり価値が減少する分を費用化したもの。

※2 長期前受金戻入…施設などを建設する際に財源とした補助金などを長期前受金に計上し、減価償却費に対応して収益化するもの(長期前受金戻入も減価償却費も実際の資金の増減はありません)。

